ロ、ハ若しくはホに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合（以下ロにおいて「住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合」という。）にあっては、当該本人確認書類又はその写し）の送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類（住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法）

［2～4　略］

（確認記録の作成方法）

第十九条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　［略］

二　次のイからワまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（へに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

［号の細分を削る。］

イ　第六条第一項第一号ハ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ロ　第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ハ　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくはその写し

ニ　第六条第一項第一号ヘ若しくはカ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

ホ　第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ヘ　第六条第一項第一号リからルまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

ト　第六条第一項第一号ワ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

チ～ワ　［略］

2　［略］

ロ、ハ若しくはホに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合（以下ロにおいて「住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合」という。）にあっては、当該本人確認書類又はその写し）の送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類（住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法）

［2～4　同上］

（確認記録の作成方法）

第十九条　［同上］

一　［同上］

二　次のイからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからカまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（トに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ　第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ロ　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ハ　第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ニ　第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくはその写し

ホ　第六条第一項第一号チ若しくはヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

ヘ　第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）により本人特定事項の確認を行ったとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ト　第六条第一項第一号ルからワまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

チ　第六条第一項第一号カ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

リ～カ　［同上］

［号の細分を一つずつ繰り上げる。］

2　［同上］